

平成 2 5 年 流 山 市 議 会 第 1 回 臨 時 会 議 案

5 月 1 6 日 招 集  
流 山 市

## 目 次

- 4 3 専決処分の承認を求めることについて  
(平成24年度流山市一般会計補正予算(第9号))
- 4 4 専決処分の承認を求めることについて  
(流山市税条例の一部を改正する条例)
- 4 5 専決処分の承認を求めることについて  
(流山市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 4 6 工事請負契約の変更について  
(南消防署新庁舎等改築工事)
- 4 7 専決処分の承認を求めることについて  
(平成24年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算(第5号))
  
- 4 専決処分の報告について
- 5 専決処分の報告について

議案第 43 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年5月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 時間外勤務の増加及び基礎年金拠出金負担金の率の変更に伴い、平成24年度流山市土地区画整理事業特別会計の人件費に不足が生じたことから、同会計への繰出金を追加することについて、特に緊急を要したため、平成25年3月27日付けで専決処分をしたので、その承認を求めるためである。

## 専 決 処 分 書

平成24年度流山市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

平成25年3月27日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 44 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年5月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、平成25年度以後の市民税及び固定資産税の賦課について、特に緊急を要したため、同日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

## 専 決 処 分 書

流山市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

流山市長 井 崎 義 治

## 流山市税条例の一部を改正する条例

流山市税条例（昭和26年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「流山市行政手続条例第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第33条の7第2項を次のように改める。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第48条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第123条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第1条の2中「、第47条の2」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第47条の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第1条の2の2第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下本項）」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第47条の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項）」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第1条の2の3中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第3条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」に改める。

附則第3条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」を加える。

附則第12条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第14条の6第1項中「法附則第35条の3第9項」を「法附則第35条の3第11項」に改め、同条第3項中「法附則第35条の3第12項」を「法附則第35条の3第16項」に改める。

附則第18条第2項中「法附則第41条第11項」を「法附則第41条第10項」に改める。

附則第18条の2中「法附則第41条第15項」を「法附則第41条第14項」に改める。

附則第19条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条におい

て「震災特例法」という。) 第 1 1 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。) をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第 1 1 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第 1 2 条、附則第 1 2 条の 2、附則第 1 2 条の 3 又は附則第 1 3 条の規定を適用する。

附則第 1 2 条 第 1 項	第 3 5 条第 1 項	第 3 5 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成 2 3 年法律第 2 9 号)第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第 3 1 条第 1 項	租税特別措置法第 3 1 条第 1 項
附則第 1 2 条 の 2 第 3 項	第 3 5 条の 2 まで、第 3 6 条の 2、第 3 6 条の 5	第 3 4 条の 3 まで、第 3 5 条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)、第 3 5 条の 2、第 3 6 条の 2 若しくは第 3 6 条の 5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
附則第 1 2 条 の 3 第 1 項	租税特別措置法 第 3 1 条の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 3 1 条の 3 第 1 項
附則第 1 3 条 第 1 項	第 3 5 条第 1 項	第 3 5 条第 1 項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 1 1 条の 6 第 1 項の規定により

	適用される場合を含む。)
同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第19条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人という。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第12条、附則第12条の2、附則第12条の3又は附則第13条の規定を適用する。

附則第20条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、」を「附則第5条の4の2第6項」と、」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項まで」を「第13条の2第1項から第6項まで」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」

を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第33条の7第2項の改正規定並びに附則第1条の2、第1条の2の2、第1条の2の3、第3条の4、第12条の2及び第19条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日
- （2）附則第3条の3の2及び第20条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日
- （3）附則第18条第2項及び第18条の2の改正規定 平成28年1月1日
- （4）附則第14条の6の改正規定 平成29年1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の流山市税条例（以下「新条例」という。）附則第1条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第1条の2の3規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第19条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第20条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、

平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第5条の4第7項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

議案第 45 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年5月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、平成25年度以後の都市計画税の賦課について、特に緊急を要したため、同日付けで専決処分したので、その承認を求めるためである。

## 専 決 処 分 書

流山市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

流山市長 井 崎 義 治

## 流山市都市計画税条例の一部を改正する条例

流山市都市計画税条例（昭和32年流山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第4項から第6項までの規定中「第2項」を「附則第2項」に改める。

附則第13項中「、及び」を「、第6項及び」に改める。

附則第14項中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項若しくは第33項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の流山市都市計画税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 46 号

工事請負契約の変更について

市は、平成24年流山市議会第3回定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

平成25年5月16日提出

流山市長 井崎 義治

- |            |  |
|------------|--|
| 1 契約の目的    | 南消防署新庁舎等改築工事(建築工事)   |
| 2 変更前契約金額  | 359,100,000円   |
| 3 変更後契約金額  | 383,460,000円   |
| 4 変更による増額分 | 24,360,000円  |
| 5 契約の相手方   | 千葉県千葉市花見川区三角町782番地10号<br>三ツ和・京和特定建設工事共同企業体<br>構成員 千葉県千葉市花見川区三角町782<br>(代表者) 番地10号<br>三ツ和総合建設業協同組合千葉支店<br>支店長 高橋 正訓<br>構成員 千葉県流山市平和台4丁目35番地<br>の4<br>京和住設株式会社<br>代表取締役 海老原 新蔵 |

## 参考資料

### 南消防署新庁舎等改築工事（建築工事）変更概要

1 工事場所 流山市南流山3丁目9番地の6

#### 2 工事概要

##### (1) 消防庁舎

- ・鉄筋コンクリート造 地上3階
- ・建築面積 620.23平方メートル
- ・延べ面積 1,523.26平方メートル

【1階】資機材倉庫、防災備蓄倉庫、防火衣収納室、食堂ほか

【2階】事務室、書庫、仮眠室、浴室、倉庫ほか

【3階】トレーニングルーム、多目的室、書庫、倉庫ほか

##### (2) その他 ホース乾燥塔、駐輪場ほか

3 変更理由 想定以上に地盤が軟弱であることが判明し、周辺家屋への影響が出ないようにするためである。

#### 4 変更概要

(1) 一般的な鋼矢板の打込みの工法から、鋼矢板を湿式柱状改良杭で挟み込む工法に変更する。

新設改良杭の築造 直径800ミリメートル×53本

600ミリメートル×20本

500ミリメートル×22本

400ミリメートル×5本

(2) 訓練用貯水槽の設置位置を変更する。

5 工期 当初 議会の議決の日の翌日から360日間

(平成24年10月10日から平成25年10月4日まで)

変更後 平成24年10月10日から平成26年1月15日まで

- 6 設 計 千葉県流山市南流山2丁目2番地の7  
サンコーコンサルタント株式会社 東関東支店
- 7 施 工 千葉県千葉市花見川区三角町782番地10号  
三ツ和・京和特定建設工事共同企業体
- 8 工 事 費 383,460,000円 (税込み)

議案第 47 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年5月16日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 時間外勤務の増加及び基礎年金拠出金負担金の率の変更に伴い、既定の人件費に係る予算額に不足が生じたことから、平成24年度流山市土地区画整理事業特別会計の補正について特に緊急を要したため、平成25年3月27日付けで専決処分をしたので、その承認を求めるためである。

## 専 決 処 分 書

平成24年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

平成25年3月27日

流山市長 井 崎 義 治

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月16日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車による物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年2月26日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名     | 財政部税制課職員の運転する公用車（市が賃借している自動車）が民家のブロック塀に接触したことによる当該自動車の物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日   | 平成24年12月5日   |
| 3 | 事故発生場所    | 流山市東初石4丁目185番32地先  |
| 4 | 事故の相手方    | 所有者 東京都港区芝浦一丁目2番1号<br>日本カーソリューションズ株式会社                     |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。   |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成25年2月26日   |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。   |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 54,883円  |

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年5月16日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する看板が強風であおられ、走行していた相手方車両を破損したことによる物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年4月17日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 故 名     | 市が管理する看板が強風であおられ、走行していた相手方車両を破損したことによる物損事故 |
| 2 | 事故発生年月日   | 平成25年3月13日                                 |
| 3 | 事故発生場所    | 流山市江戸川台西2丁目271番地先                          |
| 4 | 事故の相手方    | 東京都港区港南二丁目6番9号<br>株式会社ウノトレーディング            |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。                                     |
| 6 | 和解成立年月日   | 平成25年4月17日                                 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。                         |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 4,820円                                     |